ロ　ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するために設計した耐熱金属製又はセラミック製の鋳造用の工具であって、次のいずれかに該当するもの
（一）　コア
（二）　シェル
（三）　（一）又は（二）を組み合わせたもの
ハ　ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシュラウドを製造するために設計した一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置
十二～二十　［略］

第十三条　［略］

2　輸出令別表第一の一四の項（二）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　火薬又は爆薬の主成分となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（共結晶したものを含む。）
イ～ヘ　［略］
ト　硝酸ヒドロキシルアンモニウム
チ　過塩素酸ヒドロキシルアンモニウム
リ～ワ　［略］
カ　ジヒドロキシルアンモニウム＝五・五′―ビステトラゾール―一・一′―ジオラート（ＴＫＸ）
二　［略］
3～10　［略］

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　［略］
二　電波の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの
イ　電波の吸収材として使用するように設計したものであって、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであって、塗料に混入していないものを除く。
（一）～（四）　［略］
（五）　連続気泡発泡体のプラスチック材料から製造された板状の吸収材であって、密度が〇・一五グラム毎立方センチメートル以下のもののうち、磁気損失により電波を吸収するものでないもの
ロ・ハ　［略］
三～五の二　［略］
六　音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの
イ　ハイドロホンであって、次のいずれかに該当するもの
（一）～（三）
［削る］
（四）　加速度による影響を補正する機能を有するものであって、三五メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの
ロ　鋳造用に設計されたコア、シェル又はこれらを組み合わせたものであって、耐熱金属製のもの又はセラミック製のもの
ハ　一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置
十二～二十　［略］

第十三条　［略］

2　輸出令別表第一の一四の項（二）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　火薬又は爆薬の主成分となる物質であって、次のいずれかに該当するもの（共結晶したものを含む。）
イ～ヘ　［略］
ト　水酸化アンモニウムナイトレート
チ　水酸化アンモニウムパークロレート
リ～ワ　［略］
［新設］
二　［略］
3～10　［略］

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　［略］
二　電波の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの
イ　電波の吸収材として使用するように設計したものであって、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであって、塗料に混入していないものを除く。
（一）～（四）　［略］
［新設］
ロ・ハ　［略］
三～五の二　［略］
六　音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの
イ　ハイドロホンであって、次のいずれかに該当するもの
（一）～（三）
（四）　一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの
（五）　加速度による影響を補正する機能を有するものであって、三五メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの